

岐阜県社会保障推進協議会

第18回定期総会決定



◆日時：2017年7月2日（日）11時～12時30分

◆会場：岐阜市民会館2F会議室

◆出席：20名（全会一致で承認）

民医連4、県労連1、医療福祉労組1、高山市社保協2、岐商連3、保険医協会1

新婦人2、友の会1、年金者組合2、共産党3（岐阜市議1、県1）

◆討議：10本

保険医協会、岐阜市社保協、高山市社保協、事務局、市会議員、年金者組合、民医連

第1章情勢の特徴	・・・1－9
第2章2016年度活動総括	・・・10－14
第3章2017年度活動方針	・・・15－17
2016年度会計報告・監査報告	・・・18
2017年度活動予算	・・・19
2017年度役員体制	・・・20
岐阜県社保協規約	・・・21
2017年度自治体キャラバン日程案	・・・23

総会・学習会進行

- 10:30 受付（渡辺かつ恵/新婦人・早野幸広/岐阜市社保協事務局次長）
11:00 開会挨拶・基調報告（高田一朗会長/民医連）
05 議長（宇野 力/岐商連）
議案提案（渡辺憲司事務局長/民医連）
11:40 質疑応答・活動報告・討議
・団体、地域社保協からの活動報告、新年度の取り組み
・キャラバン、介護アンケート、街頭署名宣伝行動
・地域社保協設立
12:20 まとめ（渡辺事務局長）
25 採 決
30 閉会挨拶（鈴木敏史副会長/年金者組合）
閉 会
13:30 司 会（岐阜市社保協 森下満寿美/生活と健康を守る会ぎふ）
挨 拶（岐阜市社保協会長 小林 和人/コラボ法律事務所）
講師紹介（岐阜市社保協事務局長 山田二郎/岐阜勤医協みどり病院）
学習講演
「日本の社会保障の現状と課題」：（主催）岐阜市・岐阜県社保協
講師：唐鎌直義氏（立命館大学産業社会学部特任教授） 参加者：65名
16:00 閉 会

《討議による議案変更・追加・提案・報告事項》

- ★21市統一要請書：介護保険「要支援1・2に対する現行並みサービス維持」（民医連）
- ★県への要請書追加：
飛騨地域（高山市、飛騨市、白川村、郡上市）の生活保護寒冷地加算を岐阜市同級ではなく長野・富山同等引き上げを国へ要望してほしい。（高山市社保協）
- ★郡上市社保協この1年間の取り組み、「子ども医療費助成にたいするペナルティ廃止」を求める国への意見書を、議会全会一致で可決。相談対応3件。社保学習会3回。（事務局）
- ★予算案修正提案（事務局）
- ★地域社保協と県社保協の組織的な位置づけと、運動を進めるうえでの関係性を明確にしてほしい。（岐阜市社保協）
→今総会では幹事会での意見が分かれたため規約改正提案はしませんでした、幹事会方針として提案していく。（相互の幹事会報告共有、県下統一運動課題の推進など）
- ★地域医療整備計画についての発言（岐阜県保険医協会）
- ★国保料（岐阜県国保）問題と自治体による法定外繰り入れを求める取り組みは、受療権を守るための国保44条運用改善や、継続的な治療を要する方への短期証発行ではなく特別保険証（1年）発行と併せて取り組む必要がある。（事務局）

■第1章 情勢の特徴

1.全国的な情勢の特徴

①平和と格差・貧困の解消を求める世界の人々の運動の高まり

＊世界では、戦争か平和か、格差・貧困の放置か是正か、新自由主義の暴走を止め、政治の転換を求める草の根の運動が大きく広がっています。アメリカではトランプ氏が大統領となりましたが、不平等と腐敗の政治を市民の力で改革すると訴えたサンダース氏が若年層で圧倒的な支持を得ました。イギリスでの総選挙では圧倒的有利と言われていた保守党が「高齢者負担増の福祉政策」を掲げたため敗北しました。ギリシャ、ポルトガル、スペインの総選挙では市民運動と連携した政党が躍進し、平和を求め、格差と貧困の解消に向けて、世界は激動の時代となっています。

＊国連総会本会議で「核兵器禁止条約」の交渉を開始する決議が採択、「核兵器禁止条約国連会議」で核兵器禁止条約が採択される可能性ある情勢です。しかしながら世界で唯一の被爆国である日本はこの流れに背を向けています。



②平和と憲法、民主主義が脅かされている

＊6月15日、安倍政権は、国民の思想および内心の自由を侵害する「共謀罪」(テロ等準備罪)法の審議を打ち切り、参議院法務委員会の採決を省略し、参議院本会議で自民・公明両党と日本維新の会などの賛成多数で強行可決しました。「共謀罪なしにはオリンピックの開催が危ぶまれると言っても過言ではない」などと強弁し、「テロ等」「一般人」などの概念も不明確で、法務大臣も説明できないボロボロの法案のまま、国民の約8割が「慎重論議」を求めているにもかかわらず強行されました。国連人権理事会の特別報告者の懸念表明や、日本弁護士連合会、日本ペンクラブ、「立憲デモクラシーの会」、「日本児童文学者協会」等、「監視社会化を招き、人権や自由を広く侵害するおそれ強い」「一般市民も捜査の対象となり得る懸念は払拭できない」「憲法で絶対的に保障されている『内心の自由(思想信条の自由)』を侵害する」などの批判と不安が急速に広がる中、「加計」「森友」疑惑の幕引きを図り、数の力で強行した言語道断の暴挙です。



＊また安倍政権は憲法改正、とりわけ9条の改正に執念を持っており、5月3日には9条を含む改憲を2020年までに行いたいと表明し、日本を「戦争する国」へと導くことにまっしぐらとなっています。

＊安倍政権は南スーダン国連難民キャンプ派遣の自衛隊部隊への新任務の付与、戦場での医行為を医師でない自衛隊員が行えるようにする制度の創設、大学などで行われる研究を兵器開発に活用する予算の急増など「戦争する国」づくりを加速させています。また、沖縄高江のオスプレイヘリパッド建設の強行、辺野古新基地建設の強行など地元住民の民意を無視した工事の再開など日米安保体制の強化を図ろうとしています。

③国民生活の現実

＊2年連続で個人消費が低迷し、引き続き、格差と貧困が拡大しています。労働者の賃金は5年連続でマイナス、年収200万円以下の労働者が2年連続で1300万人を超えました。年収300万円未満の全労働者に占める割合は2012年55.1%、預金ゼロ世帯は30.9%、生活保護世帯は160万世帯超、相対貧困率はOECD35か国中ワースト7、子どもの貧困は6人に1人となっており、格差と貧困はますます広がっています。

＊一方、資本金10億円以上の大企業の内部留保は2015年度312兆円に上り、超富裕層の上位4

0人の資産が下位 53%の資産と同等となっています。

＊東日本大震災から6年が経過しました。避難区域の解除は広がっていますが、いまだに福島原発事故は収束しておらず、8万人以上の方が避難をしており深刻な状況が続いています。こうした中、3月には前橋地裁が、福島原発被害訴訟裁判で、国と東電の責任を認めた判決をだしました。昨年福井地裁や大津地裁では画期的な再稼働運転差し止めの仮処分決定を出しましたが、3月大阪高裁はこの仮処分の取り消しを決定しました。全日本民医連は、抗議声明を出しました。岐阜県はこの福井の原発から数十キロの範囲にあり、ひとたび事故が起これば避難も含め大変なことになり、原発反対の運動を強めなければなりません。

2.社会保障の大改悪

＊この間の社会保障の主な改悪内容は以下の通りです。

2015年：特別養護老人ホームの入所原則要介護3以上、一定所得者の介護保険サービス利用料負担2割、預貯金1000万円以上者の介護施設補足給付対象者除外

2016年：入院給食費1食100円値上げ（260円→360円）、大病院の選定療養費の開始（紹介状なしで500床以上の病院受診の場合、初診で5400円、再診で2700円）患者申し出療養制度（混合診療）開始

2017年：高額療養費上限の引き上げ、後期高齢者医療費制度軽減特例の縮小、廃止
医療・介護費用の自然増1400億円削減

2018年：介護保険サービス利用料3割負担（単身者年収 万円以上）、2号保険者の介護保険料総報酬割り（順次引き上げ）、財政的インセンティブの付与、

＊先の国会では介護保険の見直し法案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律案）が自民、公明、維新などの与野党賛成多数で可決成立しました。前回「改正」による影響の検証を実施しないまま、また法案の内容自体が十分明らかにされていないにも関わらず、「持続可能性の確保」の名の下に、さらなる給付削減を盛り込んだ今回の「改正」に対して強い怒りをもって抗議します。

法案の内容についても、「利用料3割化」に向け、総合事業の実施、特養入所対象の制限、補足給付への資産要件や配偶者要件の導入など、前回「改正」の影響を全面的に検証し、利用者・家族、介護現場に生じている困難を打開するための施策が講じられなければなりません。

「保険者機能の強化に対する財政的インセンティブの付与」では、「自立支援・重度化防止」を市町村に競わせることで、自治体による介護サービスの打ち切り（＝「卒業」ならぬ強制退学）をさらに拡大させる危険性があることが、現在の総合事業の中ですでに起こっている深刻な実態を通して明らかになりました。参考人質疑では、「改善」に一面化した「自立支援介護」は、「尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むこと」を目ざすとした介護保険の目的そのものを変えるものだとの指摘もありました。

新たに制度化される「共生型サービス」については、「介護保険優先適用原則」を強化するとともに、介護・障害サービスの「安上がり」な複合化につながるおそれがあること、土台とされている「我が事・丸ごと地域共生社会」方針が公的支援を住民の「互助」に「丸ごと」移し替えていくものであり、「共生」の名の下に、公的福祉、社会保障を縮小・解体させる新たな仕組みづくりにつながることも浮き彫りになりました。

介護従事者の処遇改善については、いま最も急がれる給与の引き上げ、全労働者平均と月額10万円の給与差を縮小させていくための取り組みや、現場の実態と乖離したまま放置されている施設等の人員配置基準の見直しなどについて、政府から実効性のある方策を講じるとの回答はありませんでした。いったい誰のための「持続可能性の確保」なのか、何のための介護保険制度なのか、政府に対し改めて正面から問わなければなりません。「介護の社会化」という介護保険制度の原点に立ち返り、「医療・介護は国の責任で」の立場から、今回の「改正」法に対する総合的な検証と制度の抜本的な見直しを引き続き求めています。

医療	● 高齢者の高額療養費を現役世代と同水準に	2017年から段階的に引き上げ
	● 入院時療養費用に資産要件(預貯金等)を適用	撤回、引き続き検討する
	● 一般病床(療養病床除く)の居住費(水光熱費分)を患者負担に	撤回、引き続き検討する
	● かかりつけ医以外に受診した場合の追加負担	撤回、引き続き検討する
	● 市販品類似医薬品の保険ははずし	撤回、引き続き検討する
	● 75歳以上の窓口負担を原則2割に	できる限り早期に具体案まとめる
介護	● 「介護療養病床」の廃止	既存は6年延長、新規は新施設
	● 高額介護サービス費の負担上限引き上げ	8月から一般37200→44400円
	● 軽度者に対する生活援助を原則自己負担に	反対多数で撤回、18年から報酬↓
	● 軽度者の福祉用具貸与・住宅改修を原則自己負担に	撤回、反対多数で撤回
	● 要介護1、2の通所介護などを「新しい総合事業」に移行	撤回、引き続き検討する
	● 65歳～74歳の利用料負担を2割に	撤回、引き続き検討する
	● 75歳以上の利用料負担を原則2割に	できる限り早期に具体案まとめる

3.岐阜県の情勢の特徴

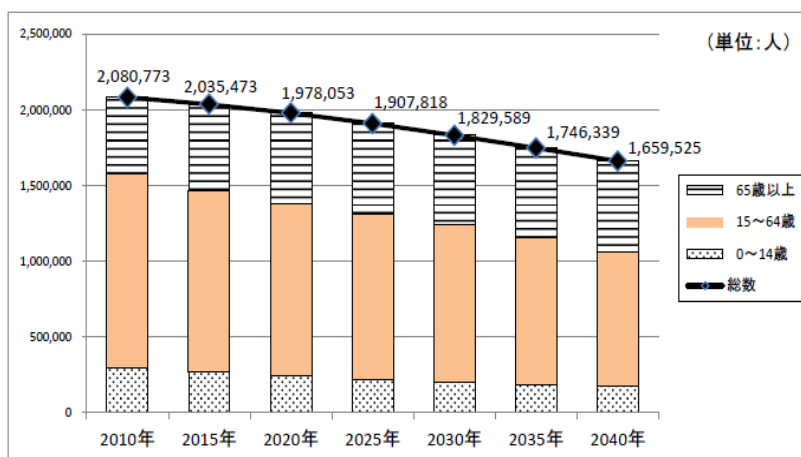
①人口動態

○人口：岐阜県の人口は、2000年(平成12年)の2,107,700人をピークに減少し、2017年2月の人口は2,019,546人で1年前から10,039人が減少しています。国勢調査の結果からは前回(平成22年)以降の5年間で、4万8870人(2.3%)の減少となっています。

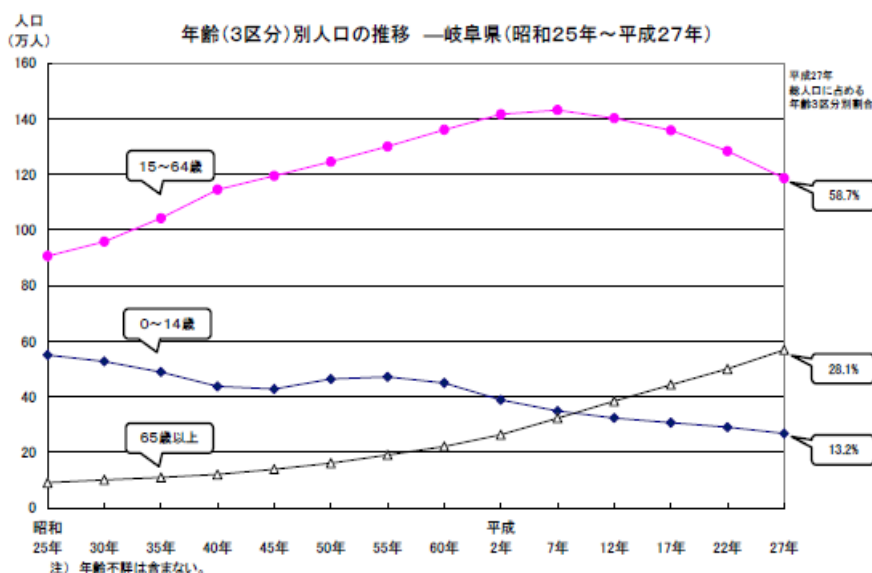
○年齢別にみた人口：

◆65歳以上人口は56万7571人。人口に占める割合は28.1%に上昇、H22から6万8172人増加し、人口に占める割合は4.0ポイント上昇し、過去最高となりました。なお、県の65歳以上人口の割合は高い方から全国27位です。

◆0～14歳人口は26万6998人。人口に占める割合は13.2%に低下、H22から2万2750人減少し、人口に占める割合は0.8ポイント低下し、過去最低となりました。県の0～14歳人口の割合は高い方から全国11



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」



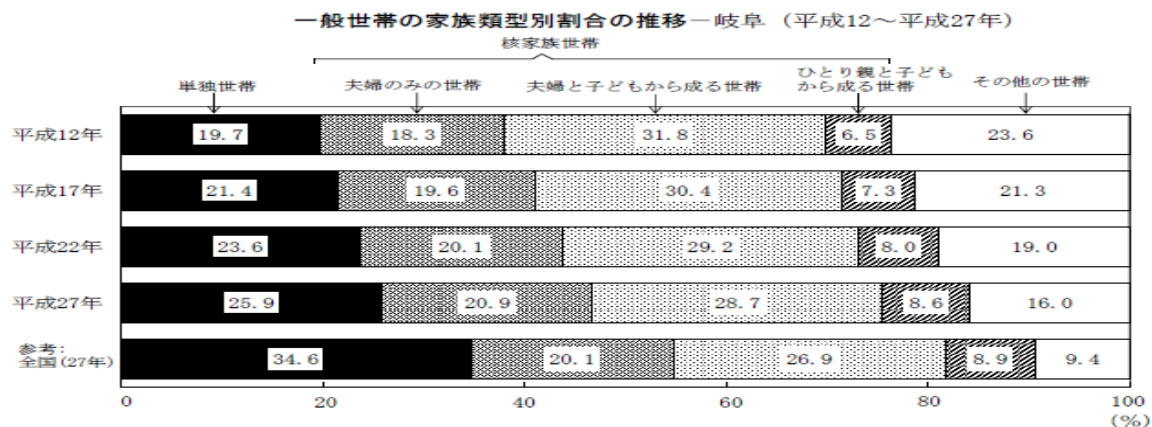
位です。

◆15～64 歳人口は 118 万 5431 人。人口に占める割合は 58.7%に低下、H22 から 9 万 7369 人減少し、人口に占める割合は 58.7%と、H22 から 3.2 ポイント低下しました。県の 15～64 歳人口の割合は高い方から全国 24 位です。

○世帯数：人口減少が続く中、2017 年 2 月の世帯数は 759,087 世帯で 1 年前から 4,829 世帯増加しています。1 世帯当たりの平均世帯人員は 2.66 人となりました。0.03 人の減少となり、世帯当たりの人員は減り続けています。岐阜県の一般世帯数は多いほうから全国 20 位です。岐阜県の 1 世帯当たり人員は多いほうから全国 6 位です。

○：家族類型でみた世帯の状況

◆単独世帯数は 19 万 3972 世帯。H22 に比べ 20,253 世帯（11.7%）増加し、過去最高です。単独世帯が一般世帯に占める割合は、25.9%に上昇したものの、全国の割合は 34.6%で、岐阜県の割合は低い方から全国 3 位となっています。また、3 世代同居世帯の割合は 11.1%と全国の 5.7%を上回り、高い方から全国 11 位となっています。

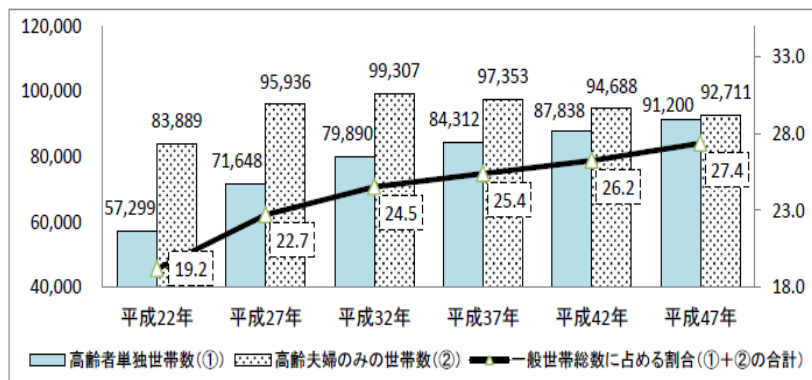


◆65 歳以上の高齢者の単独世帯は 7 万 3120 世帯。H22 に比べ 15,821 世帯（27.6%）の大幅な増加となり、過去最高となっています。65 歳以上人口に占める一人暮らし世帯の割合は、男性が 11 人に 1 人（9.2%）、女性は 6 人に 1 人（15.7%）となっています。全国では男性が 8 人に 1 人（13.3%）、女性は 5 人に 1 人（21.1%）高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上）は 9 万 7900 世帯と 16,034 世帯（19.6%）増加しました。

■高齢者単独及び高齢夫婦のみ世帯数の推計

(単位：人)

(単位：%)



出典：平成 22 年は国勢調査、

平成 27 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(平成 26 年 4 月)

注)：「高齢夫婦のみの世帯数」：世帯主が高齢者である世帯を計上

② 平成 28 年度県政世論調査

○：くらし向きについては楽になった 3.3% (カッコ内は前年 3.3%)、苦しくなった 38.2% (44.9%)、同じようなもの 55.6% (50.1%) のようにこの 1 年で変わらない方が若干増加していますがよくなった方は少数です。将来の生活面での不安については健康・体力 64.6% (昨年 57.6%) 収入・貯蓄が 60.9% (昨年 64.4%)、介護 29.3% (昨年 26.8%) となっています。

○：住みやすい点としては、食事・買い物が便利 53.1% (昨年 56.0%) 自然が豊か 49.5% (45.9%)、災害が少ない 47.5% (45.9%) が上位 3 位を占め、医療・福祉が充実しているは 13.5% (14.4%) となっています。住みにくい点としては交通の便が良くない 70.0% (60.4%)、買い物・食事が不便 54.4%

(55.0%)、働く場所が少ない 36.3% (38.5%) が上位 3 位を占め、医療・福祉が充実していなは 29.4% (26.6%) となっています。自然や環境が良い面、働く場所や医療・福祉が弱いことが浮き彫りとなっています。

年／項目	1 位	2 位	3 位	4 位
2004	高齢者・障がい者対策の充実	保健・医療体制の充実	防犯・犯罪対策	勤労対策
2006	保健・医療体制の充実	高齢者・障がい者対策の充実	子育て対策の充実	勤労対策
2008	保健・医療体制の充実	高齢者対策の充実	防犯・犯罪対策	子育て対策の充実
2009	地域医療	高齢者福祉	子育て支援	防犯・交通事故対策
2010	高齢者福祉	地域医療	子育て支援	若者が働きたい地域づくり
2011	高齢者福祉	地域医療	子育て支援	若者が働きたい地域づくり
2013	防犯・交通事故対策	地域医療	高齢者福祉	子育て支援
2014	地域医療	高齢者福祉	防犯・交通事故対策	子育て支援
2015	防災対策	高齢者福祉	地域医療の確保	学校教育の充実

○：特に重要だと思う県の施策（昨年は特に力を入れてほしい県の施策）として第 1 位防災 60.0%（昨年 55.1%）、第 2 位高齢者福祉 49.1%（35.4%）、第 3 位地域医療の確保 33.4%（32.8%）次いで「防犯・交通安全対策」「学校教育の充実」「子育て支援」の順となっています。質問項目が多少異なりますが、岐阜県民は、引き続き、医療や福祉の充実を強く求めています。

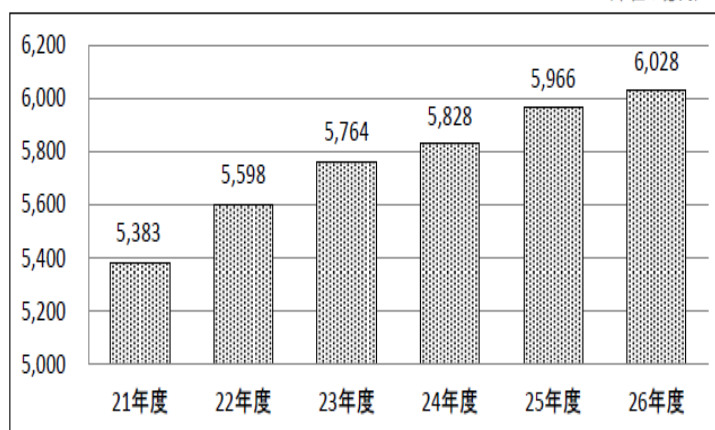
③ 医療費の動向（第 2 期岐阜県医療費適正化計画より）

○：岐阜県の総医療費は年々増加しており、2014 年度（平成 26 年度）には 2009 年度（平成 21 年度）に比べて約 12%増加しています。

今後も高齢者人口の増加に伴い、医療費も増加の一途をたどると考えられ、過去 5 年の医療費の増加率（2.4%）が続くと仮定すると、2025 年度（平成 37 年度）には、2014 年度（平成 26 年度）から約 30%増加し、7,800 億円強になります。

■岐阜県の医療費

（単位：億円）



④ 介護をめぐる状況（第 6 期岐阜県高齢者安心計画より）

○：要介護（要支援）認定者数

岐阜県内の介護保険における第 1 号被保険者は、2025 年（平成 37 年）まで増加傾向が続くと推計されています。そのうち要介護（要支援）認定者は、65 歳以上の中でも特に高齢の方が増えることに伴い、約 3.7 万人(35.6%)増加すると見込まれ、介護のニーズは一層高まることが想定されます。

⑤ 岐阜県内の国保状況

○：県内の国保加入者、世帯数は518,114人298,705世帯（国民健康保険事業年報2015年度）全世帯に対する加入割合は39.6%です。何らかの減免を受けている世帯が16万世帯超あり、国保世帯は低収入の方が多いことがわかります。国保料滞納率は15.3%です。（県社保協アンケート回答31自治体集計）千円以上保険料を下げた自治体が14自治体ありました。資格

証明書発行世帯は、1,696世帯、短期保険証は14,811世帯です。（※集約自治体数が異なり比較できませんでした）。差し押さえ件数が2,650件、金額は2億9936万円と増加しています。保険証留め置き世帯は906世帯、未交付世帯は536世帯です。

○国保一部負担金減免制度要綱を持つ自治体が24ですが利用件数は全県で6件です。岐阜市では44条対応専任者の配置、医療機関への周知文書の配布、国保料滞納世帯でも一部対象とするとなったことは前進です。引き続き全県下住民への周知徹底と実績拡大が課題です。

⑥ 国保都道府県単位化

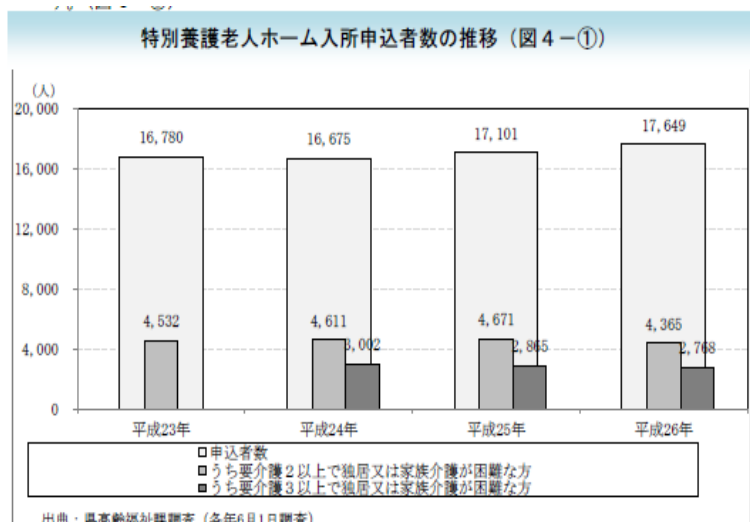
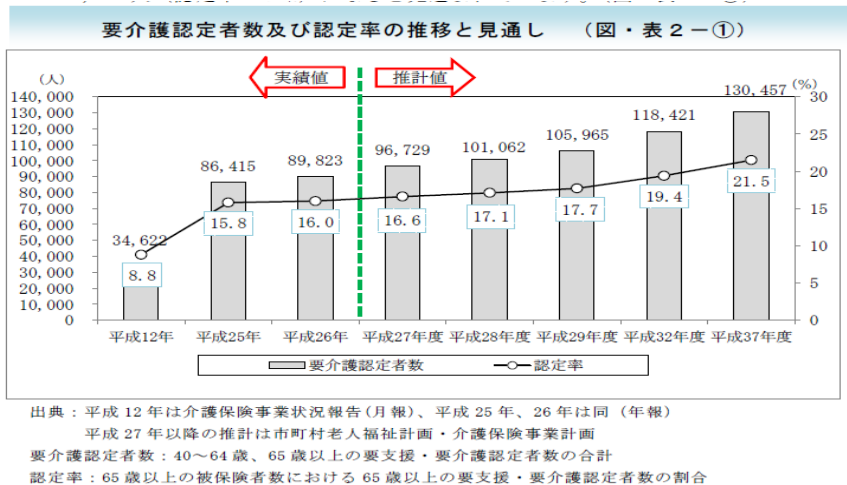
○：国保都道府県化が2018年度から開始されます。現在その準備が急ピッチで進められています。全容が明らかになっていませんが、第1に保険料が高くなることが危惧されています。県内の中で公平な納付金にするために、高い方の保険料に合わせるため高い保険料率が提示されるようです。また、今までのように市町村独自の一般財政からの法定外繰入金も中止や減額があり、その分も保険料が上がる要因と予想されています。また、保険料の納付率を上げるため、滞納の差し押さえなどが強化されています。国民健康保険制度は国民皆保険制度を下支えする制度で、他の健康保険に加入できない方が加入のため、高齢者が多い、そのため、1人当たりの医療費が高い、非正規雇用者が多い、事業主負担がないなどの特徴があり、今でも所得の10%前後の保険料、中には10%を超える健康保険料（国民年金はこれ以外に支払わなければならない）を払わなければならない滞納者が多いのが実態です。こうした問題は解決されないまま2018年度からスタート予定です。

⑦ 後期高齢者医療保険制度の状況

○：75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度（2008年4月開始）の保険料は2016・17年度は4.3%の値上げとなりました。岐阜県内では滞納者に対し短期保険証が発行されています。2017年度は保険料の所得割を5割→2割に、制度開始前元被扶養者に対する軽減特例9割→7割になる負担増が実施され大変多くの方が影響を受けます。後期高齢者の受療権を守る取り組みが重要です。⑧ 特別養護老人ホームの状況

○：岐阜県内の特別養護老人ホーム

は133施設9739人（長寿社会ぎふ DATA）が整備され、増加しました。（前年度比4施設増、360人増）申込待機者数は、2015年から原則対象が要介護3以上の高齢者となったことで減少しました。2016年は17,649人、うち、原則要介護3以上の高齢者は2768名となっています。サービス付き高齢者住宅の影響が考えられます。



○：あんきの家細畑の待機者アンケートによるとこの間の居住費、食費の負担増などにより有料老人ホームとの費用格差が少なくなっており、必ずしも特別養護老人ホームが選択されなくなっています。しかしながら特養は人員体制が良いこと、低所得者が入居しやすいなどの優利点があります。入居費用の軽減、入居対象を要介護者に戻すなどの取り組みをするとともに、特養ホームの整備を引き続き求めていく必要があります。

○：こうした中、介護療養型医療施設は20施設560床（▲1施設8床）に減少しました。

（2016年4月）有料老人ホーム（サービス付き高齢者住宅含む）は、147施設、4137人（2016年4月現在）に増加しています。1年間で8施設、223人増加しました。介護老人保健施設（老健）は、79施設、2793人（2016年4月現在）となりました。昨年より3施設、220人増加しました。高齢者施設づくりの取り組みは引き続き高齢者の要求となっています。



⑨ 子ども医療の状況、子どもの貧困対策の取り組み

○：子どもの医療費助成制度は、社保協はじめ多くの県民の要求と運動で長年の要求が実り2014年度から、県下全42自治体で中学校卒業までの医療費助成制度が実施されました。高校生への何らかの助成制度は瑞穂市が増えて11自治体（大垣市、本巣市、山県市、郡上市、美濃市、瑞穂市、神戸町、輪之内町、揖斐川町、池田町、東白川町）となっています。高校生世代への助成は着実に広がっています。岐阜県の制度（入院、外来とも就学前まで）を上回る分は各市町村が負担しており、早急に岐阜県として、または国の制度として中学校卒業までの制度に拡充させる必要があります。

○：2016年度岐阜市でも子どもへのインフルエンザ予防接種料金補助制度が開始されました。おたふくかぜワクチン（6～8千円程度）予防接種への助成は、12自治体で助成されています。高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種補助額は自治体ごとに違います。引き続き改善を求めていくことが必要です。

○岐阜県は新年度から、子どもの貧困対策として、貧困家庭の子どもらに無料や低料金で食事を提供する「子ども食堂」に取り組む市町村を対象に、運営費の半額程度を補助することになりました。厚生労働省の調査では、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす子どもの割合（子どもの貧困率）は16.3%。子ども食堂は、貧困家庭や孤食の子どもらの居場所づくりとして、全国各地で広がりを見せています。県によると、県内の子ども食堂は2016年11月時点で、岐阜市や大垣市など6市2町の18カ所に設置。主にNPO法人が運営しています。県は、委託も含め運営にかかる食材費や食器の購入費、ボランティア募集経費、会場費などの費用の半額程度を補助。約800万円の予算を見込んでいます。県は16年度から、経済的な理由などにより十分な学習機会を得られない子どもの学習支援に取り組む市町村への補助を実施。学習支援を必要とする子どもが、孤食などの問題を抱え、生活面での支援も必要としている実態が浮かび上がりました。学習面と生活面をセットで支援し、子どもが安心して居られる場所づくりを進め事が求められています。

○民医連では学習支援教室「こもれび」に地域の方や学生さんたちと共同で取り組みました。また、長期休暇などに満足な食事ができないなど食の面から子どもをサポートする取り組みが長良うめ子の家で取り組まれています。子どもとの触れ合いができると近隣の高齢者にも喜ばれています。この二つの取り組みは新聞などにも掲載されました。



うめごの家こども食堂

⑩ 岐阜県地域医療構想（※概要版を資料最終に添付）、病院の縮小

○：2016年に岐阜県地域医療構想が策定されました。2025年度超高齢化社会に向け、他の医療提供体制の縮小に向けた計画と連動した病床削減を中心とした中味です。20%弱の約3000床を減らす計画となっています。2025年までは高齢者人口はほぼ横ばいであり、20%近くの病床の削減は地域で入院できない医療難民を多く生む危惧があります。また、岐阜市以外の圏域では近隣の

急性期入院病床が無くなり、地域医療を崩壊させるとの声も出ています。

○県内の病院の縮小

＊中津川市坂下病院 中津川市が坂下病院縮小計画を住民に提案しました。

現状１９９床（うち３９床休床）一般１１０床（１０対１）療養５０床（２）のうち、療養病床は残し、急性期、回復期は市民病院に集約します。また坂下老健（７０床）を坂下病院に移します。

＊関ヶ原病院は４月より１２９床から１９床の有床診療所となりました。

＊すでに多治見市民病院が指定管理者制度で民間委託されています。今後公立病院の民間委託が検討されています。

■第２章 ２０１６年度の活動総括

【活動年鑑】※青字は今年度新たな取り組み 赤字は自治体キャラバン

7月17日(日)	第17回定期総会	25名
25日(月)	第60回中央社保協定期総会(けんせつプラザ東京)	河村
8月 2日(火)	岐阜市社保協 第4回再建準備会	7名
4日(木)	42市町村自治体アンケート・21市要請書郵送	
5日(金)	郡上市社保協学習会	10名
6日(土)	高山市社保協結成総会(7団体)	20名
26日(金)	第1回幹事会	8名
9月 9日(金)	第2回幹事会	8名
10日(土)	第2回岐阜市社保協総会(再建)	20名
10月 3日(月)	新婦人大垣支部「医療・介護保険制度」学習会(高田)	28名
4日(火)	・美濃市事前学習会(喫茶「鶴」)	15名
5日(水)	・飛騨市事前学習会(籠山宅)	4名
	・高山市事前学習会(文化会館)	15名
7日(金)	・瑞穂市事前学習会(総合会館)	6名
8日(土)	・下呂市事前学習会(宮川議員宅)	3名
9日(日)	新婦人岐阜県本部役員会「医療・介護」学習会(高田)	20名
11日(火)	・郡上市事前学習会(青少年センター)	7名
	・羽島市事前学習会(南民商)	5名
12日(水)	・各務原市事前学習会(桜の丘)	13名
	・美濃加茂市事前学習会(生涯会館)	6名
13日(木)	1) 下呂市懇談会(青雲会館)	6名
	2) 美濃市懇談会(防災会館)	10名
	・可児市事前学習会(創造センター)	8名
14日(金)	3) 飛騨市懇談会(庁舎)	8名
	4) 高山市懇談会(庁舎)-高山市社保協-	12名
15日(土)	・恵那市事前学習会(教育会館)	7名
	・中津川市事前学習会(東濃労協)	10名
17日(月)	5) 山県市懇談会(庁舎201)	4名
	6) 本巣市懇談会(真正庁舎)	6名
18日(火)	7) 羽島市懇談会(市長公室)	7名
	8) 瑞穂市懇談会(3F第3会議室)	6名
19日(水)	9) 美濃加茂市懇談会(生涯会館404)	14名
	10) 可児市懇談会(4F大会議室)	8名
20日(水)	・土岐市事前学習会(西教育会館)	9名
21日(木)	11) 恵那市懇談会(4F第2委員会室)	12名
	12) 中津川市懇談会(福祉会館)	9名
22日(土)	・瑞浪市事前学習会(喫茶店)	3名

	25日(火)	13) 各務原市懇談会(4-2会議室)	15名
		14) 瑞浪市懇談会(保健会館3-1)	3名
	27日(木)	15) 郡上市懇談会(2F第1会議室)-郡上市社保協-	8名
		・関市事前学習会(こがねだ診療所)	10名
	28日(金)	・岐阜市事前学習会(岐阜民医連)-岐阜市社保協-	15名
		16) 土岐市懇談会(3F第2会議室)	7名
11月	2日(水)	・多治見市事前学習会(精華公民館)	9名
	5日(土)	新婦人笠松支部「医療・介護」学習会(渡辺)	13名
	8日(木)	17) 関市懇談会(6F会議室)-関市の社会保障を良くする会-	20名
		18) 多治見市懇談会(駅北庁舎)	8名
	10日(木)	19) 岐阜市懇談会(全議員会議室)-岐阜市社保協-	29名
	11日(金)	介護100番無料相談/相談対応10名	相談3件
	14日(月)	20) 大野町懇談会-西濃社保協-	8名
	15日(火)	21) 岐阜県懇談会(西棟第1会議室)	37名
	16日(水)	22) 揖斐川町懇談会-西濃社保協-	5名
	18日(金)	23) 関ヶ原町懇談会-西濃社保協-	5名
	20日(日)	新婦人羽島支部「医療・介護」学習会(渡辺)	15名
	21日(月)	24) 神戸町懇談会-西濃社保協-	6名
	22日(火)	第3回幹事会	6名
		25) 池田町懇談会-西濃社保協-	9名
		26) 海津市懇談会-西濃社保協-	7名
	23日(水)	新婦人各務原支部「医療・介護」学習会(渡辺)	38名
	30日(水)	27) 安八町懇談会-西濃社保協-	5名
		28) 輪之内町懇談会-西濃社保協-	6名
12月	1日(木)	新婦人岐阜支部あざみ班「医療・介護」学習会(渡辺)	16名
		年金者組合岐阜県本部活動交流集会「医用・介護」学習会(渡辺)	100名
	22日(木)	29) 大垣市懇談会-西濃社保協-	7名
	1月19日(木)	東海ブロック会議	河村
	2月 8日(水)	中央社保協全国代表者会議(東京)	河村
	10日(金)	第4回幹事会	7名
	3月10日(金)	国民大運動実行委員会	5名
	17日(金)	「医療・介護」街頭署名宣伝行動①	4名
		第5回幹事会	7名
	24日(金)	第1回社会を力エル市民運動交流集会実行委員会	5名
4月	9日(日)	新婦人岐阜支部どくだみ班「医療・介護」学習会(渡辺)	7名
	13日(金)	第2回社会を力エル市民運動交流集会実行委員会	5名
	21日(金)	「医療・介護」街頭署名宣伝行動②	11名
		第6回幹事会	7名
	22日(土)	高齢者施設をつくる会「医療・介護」学習会	30名
	23日(日)	郡上市社保協定期総会・医療介護学習会(河村)	8名
5月	1日(月)	「医療・介護」街頭署名宣伝行動③	34名
	7日(日)	母親大会「住み慣れた地域で暮らし続けたい」(高田)	70名
	13日(土)	新婦人の会岐阜支部鏡島班「医療・介護」学習会(渡辺)	15名
		新婦人の会岐阜支部つみき班「医療・介護」学習会(渡辺)	13名
	17日(水)	東海ブロック会議	河村
	19日(金)	「医療・介護」街頭署名宣伝行動④	6名
		第7回幹事会	8名
	22日(月)	第3回社会を力エル市民運動交流集会実行委員会	5名

26日(金)	社会をカエル市民運動交流会資料製本作業	4名
27日(土)	社会をカエル市民運動交流集会	66名
6月 5日(月)	岐阜県保険医協会との学習懇談会	14名
9日(金)	岐阜県庁国保推進課懇談会「県国保化進捗について」	6名
27日(火)	第8回幹事会	7名
29日(木)	第3回社会をカエル市民運動交流集会実行委員会	5名

1. 2017年度は定例幹事会を8回開催しました。(10月キャラバン・12月総選挙で休会) 中央社保協定期総会、全国代表者会議、東海ブロック事務局長会議に事務局1名が参加しました。
2. 2017年3月～5月第3金曜日(30分)とメーデー後(1時間)、名鉄岐阜駅前新「社保署名」街頭宣伝行動を4回取り組みました。
《延参加者数：57名・署名集約数：96筆》署名入りティッシュ400個配布
「必要な医療と介護は国の責任で」2万筆署名運動の中間報告 2947筆(6/23現在)
3. 社会保障を学ぶ場としての「社保学習会」は、郡上市社保協、介護を中心に新日本婦人の会県本部・支部・班、年金者組合活動交流集会などで積極的に開催され、13回のべ375名が参加しました。介護をめぐる情勢、介護保険を利用するにはどうしたらよいのかなどの学習をする中で、介護改善署名への協力などがありました。
4. 高山市社保協(8月)が新たに結成されました。また9月には岐阜市社保協の活動が再開され、岐阜市国保44条の取り組みなど貴重な活動が展開されました。東濃圏域を残しすべての圏域に地域社保協がうまれました。恵那市社保協準備会、中津川市社保協準備会などに引き続き援助します。
5. 社会をカエル市民運動活動交流集会に自治体キャラバン行動の活動を報告しました。
6. 今年度初めて介護110番に取り組みました。11月11日介護の日を実施3件の相談がありました。この取り組みには民医連で10名と認知症の人と家族の会1名の支援で実施しました。

2016年度自治体キャラバンの取り組み

◇アンケート・要請書回答集約について

1. 37市町村(5町未集約：富加町・白川町・川辺町・養老町・岐南町)から集約
2. 21市要請書文書回答は19市(回答未集約：大垣市・郡上市)
3. 9月中旬に多治見市・土岐市への郵送物が未着と分かり懇談会日程が10月末と11月に延期となった。「配達証明」をとる必要を教訓とした。

◇懇談会内容の特徴

1. 給食費滞納額を各市で調査(教育委員会管轄で集約できなかった自治体も有)し13市で回答を得た。1千万円超過しているのは「多治見市」「可児市」「郡上市」「瑞穂市」「本巣市」
※本巣市では、給食費滞納なく3人以上の子どもさんがいる世帯を対象に2人目半額・3人目以上無料とする制度が有。郡上市では「就学援助対象で申請勧奨するも反応ない家庭が増加」、可児市・瑞穂市では「転出入の激しい外国人世帯」「払わなくても給食食べられる/義務教育で払う必要ない」(県外転入者)などがあると回答。
2. 就学援助「中学新入学用品費」支給3月を要望し、11市中6市から「3月支給検討する」回答
飛騨市懇談会では、「地元住民からはそのような要望があがっていません」と回答無。
★平成29年3月31日 文部科学省通知(29文科初第1707号)により、入学前支給が認められた。
3. 介護保険財源確保と保険料の応能負担の観点から、290万円以上(国の基準)の所得段階で打ち止め自治体が市レベルで存在し、高額所得者への段階拡大と倍率見直し要望が広がった。
4. 介護保険に係り、地域総合支援事業(要支援1・2移行)について委託・利用料が決まっている自治体は8市町村にとどまった。
5. 飛騨市では2016年6月に緊急補正予算が組まれ、介護労働者の離職防止と人材確保に向けて

夜勤手当増額分の内1人700円/回を補助金として予算化。②県外からの介護労働者世帯が住宅確保負担を軽減するため、市内の福祉法人から「空き家」を社宅として活用したいとの申し出があれば200万円までのリフォーム代金を補助。

6. 健診（検診）に力を入れる自治体が広がっている。高額医療費負担を減らすための努力（県国保時の保険料率設定や保険料支払いに対する給付抑制）
高山市（糖尿病罹患率減少10年の取り組み）・郡上市（年2回市内健診実施医療機関との健診推進協議会を開催）はすべての検診受診率が高く、高山市では食事・献立教室と指導を徹底。
関市では、特定健診とがん検診のセット検診日設定や早朝健診・夜間健診を、スマホアプリ登録で予約と結果確認できるシステムを導入しており他市の参考となっている。
7. 国保被保険者の「無職・年金生活者・低所得化」が進行し、前年度比で政令減免世帯が7000世帯増加し、短期保険証発行件数が1,500件減少し、差し押さえ件数は22件増だったが、今年度上半期差し押さえ件数が前年度を上回る市がある。
8. 国保44条減免要綱が整備していないのは各務原市（21市中）のみ。国保一部負担金の福祉減免を施行しており、申請・利用がしやすい。24市町村／36市町村中が要綱整備。
※滞納者は申請資格なしとある自治体はまだ多い（滞納有無と申請資格要件は関係ない）
：但し書き「特別な事情があると市長が認めた場合を除く」を加筆させる取り組みへ。
9. 44条減免実績は少ないが前年度の2倍となった。（岐阜市・関市・八百津町・飛騨市）
★平成29年2月27日付で、岐阜市は市内医療機関宛に「国保44条一部負担金減免案内チラシ」を配布。（岐阜市社保協が結成され半年。中津川市に続き2市目）
10. 多治見市「特別な事情のある方が対象なので、市民に周知することは考えていない」や岐阜市「相談対応できる職員が1名しかいない。窓口対応によっては『そのような制度はない』と答える職員もいる」など、制度運用の改善要求を強める必要がある。保険料支払（介護保険含）の負担が重く、窓口負担まで家計がまわらないなど『受療権』を守る要の制度である。※滞納有無と別建て制度である認知は徹底されていないため、要綱に「特別な事情があると認められた場合はその限りでない」などの但し書きがない自治体では改善を求める必要有。
10. 生活保護に関しては、飛騨圏域では冬季加算が岐阜市と同額等級にたいする改善を国へ要望してほしいとの要求。県南部では「エアコン購入・更新」に係る貯金への収入認定解除、夏季加算要求が有。また、自家用車保有と使用については飛騨3市・東濃5市では「就労と生活の必要上認められれば許可する」
11. 生活困窮者自立支援事業による前年度「自立に至った件数」が320件と一定の評価ができる。主な理由「年金者両親と同居する無職子弟の就労」「債務整理と家計管理支援」「住宅確保と就労支援」による。課題は、市社協に委託している自治体では生活保護相談についても「まずは、自立支援相談窓口を経る」対応になっていることと、自立件数の内再度支援事業の対象となった件数が占める割合と考える。

◇懇談会運営と学習会準備

1. 岐阜県を含み29自治体と懇談し、17自治体で事前学習会を開催しました。のべ参加者数は417名でした。
2. 2016年度事務局が運営と進行を担った自治体は、中津川市（年金者一揆の為）・美濃市・下呂市のみとなった。責任団体の地元代表が進行を担える段階となりました。事前資料のデータ一送付先が西濃・東濃・飛騨・中濃（可児・関・郡上）と整備され資料郵送なしで運営できました。県社保協加盟団体の各支部・市町村会議員へのデータ一送付をできる連絡網整備を更にすすめていきます。
3. アンケート資料集を今回は使用せず、各市回答と事務局作成の資料のみで学習会を開催し、21市集計完了までは、自治体には「集計編纂後データを送付します」と伝えました。
4. キャラバン参加者数
21市7町1県との自治体懇談会を開催した。事前学習会開催は17市（前年13市）まで広がり、社会保障問題への理解と関心が高まり、行政への要望や意見を出し合い、懇談会運営を地域支部のみなさんが担える自治体が増えています。県社保協事務局は、他市町状況報告と全市での統一質問にとどめ住民受胎の懇談会運営へと移行しています。

県社保協としての自治体懇談会は18市開催で、西濃社保協は、西濃圏域2市7町との懇談。
「関市の社会保障を良くする会」「岐阜市社保協」は要望書を提出して懇談を行った。

■第3章 2017年度活動方針

- 憲法改悪を阻止し、国の社会保障制度改悪に反対し、権利としての社会保障の充実をめざします
 - ・日本を戦争する国にしないため、平和憲法を守ります
 - ・自己責任、助け合いの社会保障でなく、一人一人の人権が尊重され、国など公的責任を明確にした社会保障の充実をめざします
 - ・国の制度を補完するため、地方自治体の諸制度充実をめざします
 - ・貧困と格差の拡大を許さず、生活保障確保の運動、裁判闘争などの共同、連携を強めます
- 医療・介護・福祉をめぐる「自助・共助・公助」の仕組みと予算削減は年々進み、保険料と窓口負担（利用料）の増加は、「受療権」「生存権」を侵害するに至っています。地方自治体は、住民の命と暮らしを守る最後の砦です。住民の「受療権」「生存権」を守っていきます。
- 自治体は、人口減少と少子化対策が市町村の将来を左右する事態であることを認識しています。医療給付費を抑制するため、健診受診率向上と早期発見・早期治療に繋げる努力に苦戦しています。若い世代の所得水準から、結婚・出産・子育てを積極的に支援する施策拡充にも取り組みだしています。私たちは、自治体と共有できる立場は一つにして独自施策や新事業の創設を積極的に要望します。

1. 地域社保協設立を推進し、岐阜県内での社会保障を守り発展させる社保協を広げます

- 東濃圏域の地域社保協設立を重点課題として支援に取り組みます。
- すべての地域社保協が自治体に「要望書」を提出して、住民の要求による自治体懇談会を取り組めるように援助します。
- 新たな地域社保協設立の動きには積極的に支援を行います。
- 地域社保協と県社保協の連携を強化し、幹事会（活動）報告を共有し、県下統一的な課題を共有して運動をすすめます。（総会追加方針）

2. 中央社保協方針と提起に連帯し、全国的な運動課題に取り組みます

- 中央社保協定期総会、全国代表者活動交流集会等に参加し、全国の活動経験から学び、中央方針の具体化、岐阜県内の活動状況を共有します。
- 中央社保学校への派遣を各団体に検討します。
- 社会保障改悪問題を知らせ、改善拡充のための街頭宣伝署名行動に取り組みます。

3. 県や市との分野別懇談会、議会請願行動に取り組みます。

- 加盟団体や地域社保協と連携して、学習懇談会や議会会派訪問を通じて社会保障諸問題についての共通認識をはかります。

4. 自治体キャラバンの取り組みについて

- ①昨年度の事前学習会17市を岩まわる自治体で事前学習会を開催し、各責任団体を中心に懇談会運営と中身を決めていきます。
- ②岐阜市・関市・高山市・郡上市、大垣市・海津市・西濃圏域9町との懇談会は、各地域社保協が担います。岐阜市・関市社保協が取り組む「要望書」提出と懇談会を、他の地域社保協での取り組みとして推進していきます。
- ②事前学習会は、社会保障をめぐる情勢、各対象自治体の要請書回答とアンケート回答で行います。

5. 岐阜県地域医療構想について

2017年4月関ヶ原病院の有床診療所化に続き、中津川市立坂下病院の病床削減・医療機能縮小、公立病院の指定管理化が広がるなか、地域医療の崩壊が懸念されます。

○岐阜県地域医療構想の学習と進捗状況を把握していきます。

○県と市に対して、住民が必要とする病床・診療科の削減に反対し、医療給付削減目的ではなく少子化と高齢化に対応できる必要な病床・診療科確保を要求していきます。

○在宅医療システムの整備が重要となっています。地域医療の確保にとって必要な在宅医療の整備を要求していきます。

6. 国保都道府県化と国民健康保険について

岐阜県国保の納付金額と標準保険料率の市町村への提示は、2018年1月と見込まれています。安心して医療が受けられるような国民健康保険制度が望まれています。

○都道府県化になっても支払える保険料（税）にするために一般会計からの法定外繰り入れ、積立金の取り崩し等を求めています。

○2016年度より実施されている「保険者努力支援制度」により、目標収納率の達成度、滞納繰越分の達成度、滞納処分の実施などの指標で自治体ごとの実績を点数化し、調整交付金（～2018年度）の差別的交付が行われています。自治体が保険料（税）収納のために滞納処分などにひた走っています。差し押さえ禁止財産を含めて、自治体対応を監視していきます。

○国保44条窓口一部負担金減免制度の要綱整備を更にすすめさせ、市民に分かりやすい案内を広げていきます。要綱のある自治体には申請書式整備を要求し、自治体内医療機関窓口への周知を徹底させていきます。また、国保被保険者の「受療権」を守ることは、医療費給付額の抑制につながるものとして制度運用の拡充を求めています。

○分納誓約が不履行な場合でも、医療機関への受診が必要な場合にはすみやかに保険証を発行させていただきます。

○短期保険証や分納誓約時においても医療費の受療委任払いを認めさせていただきます。

○重症化を防ぐためにも、継続的な受診治療を要すると認められる分納誓約者には「通常（1年）保険証」を発行させ、治療を受ける権利を守ります。

7. 介護保険制度改悪に伴う介護サービス低下への対応

○高額所得者の保険料段階を引きあげて、高額所得者には応分の保険料負担を求めています。

○認知症やその他の事情により保険料滞納によるペナルティー（3割負担）を減らすべく、電話や督促状だけでなく本人や家族との訪問面談を通じてペナルティー（滞納者）を減らす対応を求めています。

○介護保険サービス利用料の負担が増加しています。また、施設の補足給付の制度が変わり、負担増となっています。愛知県では介24市町で介護保険サービス利用料の助成制度があります。岐阜県でもサービス利用料の助成制度、在宅介護をする家族を支援する制度の新設、拡充を求めています。

○特養入所対象から外された要介護1・2の対応と特例入所のケースを把握します。

○地域支援事業（地域総合支援事業）の進捗状況から、2017年度の完全移行に伴う要支援1・2利用者の受け入れ事業所の整備状況と、問題点をつかみ従前サービスを維持するよう求めています。

○「介護保険卒業」と称して、要支援1・2から自立認定を機械的に進める動きを警戒し、保険料を納められる利用者が、正当な介護サービスを受けられるよう求めています。

○2016年8月から特養入所者の補足給付対象所得に非課税年金分も加えられることになりました。更に、退所や入所断念を余儀なくされる介護難民の発生が懸念されます。「理由」を問わず退所、入所辞退となる実態把握をおこないます。

○深刻な介護労働者確保に向けて、引き続き国に対し、介護職員の処遇向上を求めていくとともに、自治体の対しても介護職員の住宅助成制度など介護職位確保に向けた具体性のある施策の実施を求めています。

8. 高齢者医療について

○後期高齢者医療保険料の軽減特例措置廃止により大幅な負担増となる被保険者が生まれます。保険料の減免制度の拡充とともに、「垣老」のような医療費助成制度の実施を他の自治体に求めています。

9. 年金問題について

○無年金、少額年金者は医療・介護利用も困難です。また生活保護受給者の高齢化を加速させます。県下の高齢者運動組織や年金者組合と共同して、「全額公費負担の最低保障年金制度」実現目指して取り組みをすすめます。

10. 子育て支援：少子化と子どもの貧困化対策の強化

○18歳年度末までの医療費助成を求めます。

○保育料無料化を求めます。

○義務教育課程での給食費無料化（助成制度）創設を求めます。

○待機児童解消に向けた、仕事と育児が両立できる合理的な保育所増設と保育士の確保を求めます。

○育児休暇明けを待たずに、当該年度の入所申し込みを受け付けるよう要求していきます。

○保育園と幼稚園の統合型施設設置を安易に進めず、保護者の要望に沿ったかたちでの設置・運営を求めます。また、そのために必要な国の施策を求めた「意見書」提出を求めています。

○インフルエンザ予防接種への独自助成の創設・拡充を求めます。

○就学援助支給科目の拡充と、入学準備金（学用品費等）の入学前支給を求め、基準以下でありながら申請にいたっていない世帯数と事由を可能な限り把握し、貧困の連鎖を生まないよう改善について要請していきます。

11. 障がい者施策の推進

○「自立支援医療に係る利用者負担」の低所得者無償化を求めます。

○配偶者や親の収入を除外し、障がい者本人だけの収入で認定することを求めます。

○障がい程度区分は使わずに支給決定をすることを求めます。

○市町村民税非課税世帯の利用者負担をなくすことを求めます。

○65歳になる障がい者の介護保険優先原則を廃止し、障がい者の特性を配慮した選択制等の導入を求めます。

12. 生活保護と生活困窮者自立支援事業

○生保申請の意思のある住民に申請を受け付けさせます。

○扶養義務強化等の動きに注意し対応します。

○生保基準引き下げによる受給者の生活実態を放置させることなく、県市町村による補完施策のすみやかな実施を要請します。

○引き続き生存権裁判を支援する会（生存権アクションぎふ）への協力をしていきます。

○自立支援相談事業は人口比による月当たりの相談件数ノルマが課せられています。生活保護相談・申請件数減少における「水際作戦」に利用されないよう状況把握をします。

○自立支援事業における自立実績に対して、追跡調査（支援事業の再利用、生保受給等）を求め、事業の改善につなげていきます。とりわけ就労支援契約事業所における賃金や労働条件に基準にない差別待遇がないか確認し、異常があれば是正を要請していきます。

◎岐阜県社会保障推進協議会 2016年度 会計報告

1、収入の部

科目	予算	決算	備考
前年度繰越金	261	261	
加盟団体会費	181,000	185,000	19団体（高山・岐阜市・郡上会費）
学習会資料代	8,000	10,200	アンケート資料 34 部（300 円/部）
利息	3	0	
収入合計	189,264	195,461	

2. 支出の部

科目	予算	決算	備考
定期総会	2,500	0	記念講演企画開催なし
自治体キャラバン	30,000	0	事務局団体負担（事務局経費）
中央社保協会費	24,000	24,000	
中央社保協総会（東京）	25,000	24,660	交通費・駐車場・食事代
全国社保協代表者会議（国会）	25,000	26,168	交通費・食事代・駐車代
交通費	30,000	38,730	地域社保協設立支援・諸会議署名
教育・宣伝費	30,000	4,040	可児・美濃加茂学習会会場費
事務・通信費	10,000	35,576	HP サーバー代・郵送・印刷・介護相談電話回線代
予備費	12,746	0	
支出合計	189,246	153,174	

収入計 195,461 円－支出計 153,174＝42,287 円（次年度繰越金）

*会計監査報告 会計監査の結果、2016年4月12日～2017年3月31日を会計期間として、適性に処理されていることを確認いたしました。

2017年4月 4日

会計監査 長谷川 督翁（岐阜県教職員組合）

■2017 年度活動予算

1. 収入の部

科目	予算	備考
前年度繰越金	42,287	
加盟団体会費	184,000	20団体
学習会資料代	8,000	資料代200円×40人
利息	3	
計	234,290	

2. 支出の部

科目	予算	備考
総 会	25,000	学習講演講師料
中央社保協会費	24,000	2017 年度分
中央社保協総会経費	25,000	総会交通費・食事代（昼・夕）・宿泊代／伊東温泉
全国代表者活動集会	26,000	交通費・食事代（昼・夕）
交通費	38,000	地域社保協設立支援を含む事務局交通費
教育・宣伝費	25,000	広告料・書籍購入・企画参加費・学習会講師謝礼
事務通信費	36,000	郵送料・振り込み手数料・実務経費
予備費	35,290	
計	234,290	

2016年度より、自治体キャラバンでの事務局経費（GS・高速・駐車料・食事代）は事務局団体の岐阜民医連が負担することになりました。同時に、参加する幹事等経費は加盟団体・幹事団体で負担していただくことも幹事会で確認されました。事務局車両同乗による参加時の交通費負担は不要です。

2017年度 役員体制

:会 長 高田 一朗（岐阜県民主医療機関連合会）
 :副会長 高木 博史（岐阜経済大学准教授／生存権アクションぎふ代表）
 鈴木 敏史（全日本年金者組合岐阜県本部）
 渡辺 かつ恵（新日本婦人の会岐阜県本部）
 河嶌 伸友（岐阜県労働組合総連合）

:事務局長 渡辺 憲司（岐阜県民主医療機関連合会）
:事務局長 河村 彰英（岐阜県民主医療機関連合会）

・岐阜県商工団体連合会
・岐阜県労働組合総連合
・全日本年金者組合岐阜県本部
・岐阜県医療・福祉労働組合連合会

・岐阜県民主医療機関連合会
・新日本婦人の会岐阜県本部
・日本共産党岐阜県委員会
・岐阜健康友の会

・加盟団体
(21団体)

岐阜県医療・福祉労働組合連合会
岐阜県教職員組合
岐阜健康友の会
岐阜県国家公務関連労働組合共闘会議
岐阜県視聴覚障がい者問題研究会
岐阜県母親大会連絡会
岐阜県商工団体連合会
岐阜県保険医協会
岐阜県民主医療機関連合会
岐阜県労働組合総連合
きょうされん岐阜支部
自治労連岐阜県事務所
新日本婦人の会岐阜県本部
日本共産党岐阜県委員会
全厚生労働組合中部社会保険支部岐阜県協議会
全日本年金者組合岐阜県本部
西濃社会保障推進協議会
関市の社会保障を良くする会
郡上市社会保障推進協議会
高山市社会保障推進協議会
岐阜市社会保障推進協議会

:会計監査 岐阜県教職員組合

岐阜県社会保障推進協議会 規約

（総則）

第1条 この会は、岐阜県社会保障推進協議会（略称：県社保協）といい、事務所を岐阜県内に置きます。

第2条 この会は、会の目的に賛同する団体・地域社保協・個人で構成します。正式加盟に至らない団体は、幹事会の承認によりオブザーバーとして参加することが出来るものとします。

第3条 この会は、中央社会保障推進協議会（中央社保協）に加盟し、各県の社保協および社会保障拡充にとりくむ団体、地域社保協、個人と協力・共同して運動を進めます。

（目的）

第4条 この会は、日本および岐阜県の社会保障の拡充のための諸活動を推進します。

第5条 前条の目的達成のため、次の活動を行います。

- （1）加盟団体・個人の運動交流を行います。
- （2）学習、調査、研究活動を行います。
- （3）共通の目的を持つ他の団体との関係、協力・共同の活動を行います。
- （4）中央社保協が提起する運動を検討、具体化します。
- （5）県社保協の組織拡大のための活動を推進します。
- （6）県内の地域社保協結成を援助し、情報共有と学習活動を協同して取り組みます。
- （7）目的達成に必要な活動を行います。

（運営）

第6条 この会に、次の機関を置くことが出来ます。

- （1）総会
- （2）幹事会
- （3）加盟団体代表者会議（追加）

第7条 各機関の構成、役割・運営は、次の通りとします。

- （1）総会は、この会の最高決議機関で、加盟団体・地域社保協構成員と個人会員、および役員で構成します。
- （2）総会は、年1回幹事会が招集し、活動報告・方針、予算・決算、役員の選出等を行います。また、幹事会が認めた時は、臨時に開催することが出来ます。
- （3）幹事会は、総会にて選出された団体・地域社保協および個人で構成します。
- （4）幹事会は、必要の都度、会長が召集し、執行機関として日常執行にあたり、そのために必要な事項を協議します。
- （5）幹事会は、必要に応じ、専門部会を設けます。
- （6）幹事会のもとに事務局を置き、日常業務を行います。
- （7）各加盟団体による、加盟団体代表者会議を設けます。加盟団体代表者会議は総会と総会の間の決定機関とします。開催を通じて、県社保協の各種とりくみ報告、意見交換、意思統一などを実施します。召集は幹事会とします。

第8条 この会の運営は、原則として満場一致とします。会の円滑な運営を行うため、規約の範囲内に限り、幹事会の承認のもとで、内規を設けることが出来ます。

第9条 この会に以下の役員を置き、次の役割を担います。役員の任期は1年とし、総会で選出します。ただし、再選を妨げません。

- | | | |
|-----------|-----|------------------------------|
| (1) 会 長 | 1名 | 会を代表します。 |
| (2) 副会長 | 若干名 | 会長を補佐します。 |
| (3) 事務局長 | 1名 | 事務局を統括し、日常活動に責任を負います。 |
| (4) 事務局次長 | 若干名 | 事務局長を補佐します。 |
| (5) 幹事会 | | 総会で選出された団体・地域社保協および個人で構成します。 |
| (6) 会計監査 | | 会計を監査し、その結果を総会に報告します。 |

(財政)

第10条 この会の財政は、会費、寄付金、その他でまかないます。会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とします。

第11条 会費は、以下の通りとします。

- | | | | |
|-----------|----|----|--------|
| (1) 団体 | 年額 | 一口 | 5,000円 |
| (2) 個人 | 年額 | 一口 | 1,000円 |
| (3) 地域社保協 | | 一口 | 2,000円 |

(付則)

- * この規約の改廃は、総会で行います。
- * この規約は、1998年3月21日から実施します。
- * 一部変更 2010年7月25日（第11回定期総会）
- * 一部変更 2014年7月 6日（第15回定期総会）

岐阜県社会保障推進協議会

〒501-3113

岐阜市北山 1-13-18

すこやか透析センター2F

岐阜民医連事務局内

代表 (058) 244-3551